

大江山農村環境改善センター大規模改修基本設計業務委託 受注候補者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、大江山農村環境改善センター大規模改修基本設計業務委託について、特別簡易公募型プロポーザル方式による受注候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、大江山農村環境改善センター大規模改修基本設計業務委託受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(掌握事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び評価を付与し、当該業務にふさわしい受注候補者を特定する。

- ①選定の評価項目及び評価基準の決定
- ②技術提案書の評価
- ③その他必要と認めるもの

(委員)

第3条 選定委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 選定委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は委員長が召集する。

- 2 選定委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の庶務を行わせるため、事務局を建築部公共建築課に置く。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この設置要領に定めるもののほか、設置委員会の運営に関して必要な事項は、別に委員長が定める。

(別紙)

大江山農村環境改善センター大規模改修基本設計業務委託
受注候補者選定委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属等
石川 佐智子	建築部建築行政課 課長
神田 武行	江南区副区長
草間 丈智	江南区産業振興課 課長
高橋 裕幸	建築部建築保全課 課長
山崎 明	大江山地区コミュニティ協議会 会長